

## 指名業者選定取扱要領

第1条 建設工事の請負指定業者の選定については、この要領により業者の選定を行うものとする。

第2条 業者を指名しようとするときは、格付等級表に基づき、当該工事の設計金額に応じ、これに対応する等級に属する適格業者の中から選定することができる。ただし、次の各号に留意し、必要ある場合は、直近の上位及び下位の等級に属する業者を選定することができる。

(1) 格付等級表による工事発注金額区分は、一般的な標準金額の基準であり、指名選定にあたっては、当該工事の種別、特異性、地理的条件等の要素を考慮すること。

(2) 工事経歴、保有機械、信用度、経営状況

(3) 施行についての技術的適正

第3条 非常災害時又は緊急を要する工事及び特殊技術を要する工事等、特別の事由があるときは、前項にかかわらず業者を選定することができるものとする。

第4条 予定価格1件2,000万円を超える工事の指名選定は、指名競争入札参加者選定審査会の選定を経なければならない。

2 指名競争入札参加者選定審査会の選定を経た業者の指名は企業長の決裁により確定する。

第5条 業者の指名に関しては、取扱者以外のものに漏れないよう秘密の保持に注意するものとする。

附 則

この要領は、平成6年11月1日から施行する。

附 則(平成12年3月15日改正)

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

## 格付等級表

土木・建築工事

| 格付等級 | 格付基準        | 契約予定金額        |
|------|-------------|---------------|
| A    | 1,141点以上    | 1億円以上         |
| B    | 951 ~ 1,140 | 3,000万円 ~ 3億円 |
| C    | 821 ~ 950   | 500万円 ~ 1億円   |
| D    | 691 ~ 820   | 3,000万円未満     |
| E    | 690点以下      | 500万円未満       |